

令和4年度 大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領  
(先進安全自動車(ASV)導入助成事業)

一般社団法人 大阪バス協会

(事業目的)

第1条 この要領は、大阪府下のバス事業における交通安全対策を促進するため大阪府運輸事業振興助成補助金事業として、「先進自動車(ASV)導入助成事業」を実施するための必要な事項を定め、助成金を交付することを目的とする。

(補助対象事業者)

第2条 補助対象事業者(補助事業を行う者をいう。)は、大阪府下のバス事業者(公営事業者は除く。)とする。

ただし、次のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条の第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成22年大阪府条例第58号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (3) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(助成対象装置及び助成額)

第3条 助成の対象となる次の安全装置及び1両当たりの助成額(予算額を限度)は、次のとおりとする。また、助成の対象となる安全装置の機能は、別表に示すものとする。

- ①衝突被害軽減ブレーキ 5万円を限度
- ②ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置 5万円を限度  
(②は、いずれか1装置)
- ③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置 5万円を限度

2 助成は、1車両につき、上記①②③の各安全装置の取得価格(消費税を除く。)の1/2以下(百円未満切捨)、各装置上限5万円とし、1車両当たり合計15万円までを助成限度とする。

また、国又は地方公共団体から同一目的の補助を受ける場合は、助成対象としない。

ただし、日本バス協会の助成を受ける場合であっても当該事業の助成は可能とする。

3 助成対象装置は、新車の軽油使用車(CNGバスを含む。)であつて、乗車定員11人以上の乗合バス、貸切バス等の新車の購入及びリースによる導入する車両に安全装置が取り付けられたものを対象とする。

4 対象車両の車両登録期間は、令和4年4月1日から令和5年3月20日までとする。

(交付申請)

第4条 補助対象事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式1(購入用)又は(リース用)の「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書(以下「交付申請書」という。)を令和4年9月30日までに、(一社)大阪バス協会(以下、大阪バス協会という。)に提出しなければならない。

また、前項の交付申請書には様式6により要件確認申立書を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 大阪バス協会は、補助対象事業者から前条の規定による交付申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、様式2(購入用)又は(リース用)の「先進安全自動車(ASV)導入助

成事業」の選定及び助成金の額の決定通知書により通知する。

この場合において、大阪バス協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

なお、補助対象事業者が第2条第1項第1号、第2号及び第3号のいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、様式7号により該当事項届出書を大阪バス協会あて、提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 交付決定後、申請の取下げをする補助対象事業者は、速やかに大阪バス協会あて様式3(購入用)又は(リース用)による「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」取下げ申請書を提出しなければならない。

(助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出)

第7条 補助対象事業者は、対象車両の導入完了後、大阪バス協会から助成金の交付を受けようとする場合は、様式4(購入用)又は(リース用)により「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書(以下「交付請求書」という。)を提出しなければならない。

(助成金交付)

第8条 大阪バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適切と認められるときは、助成金を交付する。

なお、リースの場合は、補助対象事業者がリース契約をしたリース会社の銀行口座等への振り込みをもって補助対象事業者への交付とみなす。

(助成金の交付取消と返還)

第9条 補助対象事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に交付されているときは、大阪バス協会は補助対象事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

3 補助対象事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく大阪バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 補助対象事業者は、助成金交付の対象となった当該車両については、初度登録の日から起算して5年を経過するまでは、大阪バス協会の承認を受けずに、取得財産(リース車両を含む。)を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

また、取得した財産についての台帳をつけ、その保管状況を明らかにしなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式5(購入用)又は(リース用)により財産処分承認申請書を大阪バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

(提出部数)

第11条 この要領に定める申請書その他の提出部数は、1部(正本1部)とする。

(その他必要な事項)

第12条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、大阪府運輸事業振興助成補助金交付要綱並びに大阪府補助金交付規則に定めるところによる。

附則 この要領は、令和4年4月1日から適用する。

## 別 表

### 助成対象装置（第3条関係）

#### 1. 対象装置の機能要件

次の事項の機能要件に該当する対象装置に対して助成する。

##### （1）ふらつき注意喚起装置

- ① 装置は、運転者に固有の運行状況を学習し、低覚醒状態（居眠り、注意散漫や疲労など）固有の操舵の変化を含む情報から車両のふらつきを検知し、必要と判断した場合に運転者に注意を喚起。
- ② 注意喚起は、音、表示、その他の手段によって行われ、運転者が容易に理解できるものであること。

##### （2）車線逸脱警報装置

- ① 装置は、車両のレーンの逸脱を検出し警報を行う。
- ② 装置は、認識したレーンの外側から逸脱輪の外側までの距離が30cm以内に警報を発生させなければならない。
- ③ 警報は、音、表示、触覚を用いた手段のうち少なくとも2つ以上を用いて、運転者が容易に理解できるものであること。

##### （3）車両横滑り時制動力・駆動力制御装置

装置は、以下の両機能又はいずれかの機能を備えるものとする。

- ① ロールオーバー制御機能（車両のロール安定性を高める機能）
- ② 方向安定性制御機能（車両の方向安定性を高める機能）

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

所在地  
事業者名  
役職名  
代表者名  
担当部課名  
担当者名  
TEL

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書(令和 年度)

大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(先進安全自動車(ASV)導入助成事業)第4条の規定に基づき、下記のとおり事業の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成金決定依頼額及び先進安全自動車(ASV)導入車両数等

決定依頼額	導入車両数 安全装置台数
千円	両 台

※先進安全自動車(ASV)の導入助成交付申請の内訳書は、「様式1の別紙」のとおりです。  
様式1の別紙をこの申請書に添付して下さい。

2. 導入車両

別添見積書のとおり

(注) 次の資料を添付して下さい。

1. 先進安全自動車(ASV)の見積書の写しを添付して下さい。

なお、添付していただく見積書は、衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置、車両横滑り時制動力・駆動力制御装置等の安全装置の価格が記載されているもの。

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

所在地  
 事業者名  
 役職名  
 代表者名  
 担当部課名  
 担当者名  
 TEL

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書(令和 年度)

大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(先進安全自動車(ASV)導入助成事業)第4条に基づき、下記のとおり事業の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 助成金決定依頼額及び先進安全自動車(ASV)導入車両数等

リース会社名等		決定依頼額	導入車両数 安全装置台数
会社名		千円	両 台
所在地			
担当者名			
TEL			
会社名		千円	両 台
所在地			
担当者名			
TEL			
計 社		千円	両 台

\* 先進安全自動車(ASV)の導入助成交付申請の内訳書、「様式1の別紙」のとおりです。  
 様式1の別紙をこの申請書に添付して下さい。

2. 導入車両  
 別添見積書及び契約書のとおり

(注)次の資料を添付して下さい。

- 先進安全自動車(ASV)の見積書の写し(すでに契約書がある場合は、導入車両の見積書の写し及びリース契約書の写し)添付して下さい。  
 なお、添付していただく見積書は、衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置、車線逸脱警報装置、車線維持支援制御装置、車両横滑り時制動力・駆動力制御装置等の安全装置の価格が記載されているもの。

〔様式 1 の別紙〕 (購入用及びリース用)

先進安全自動車 (ASV) 導入助成交付申請の内訳書

NO	自動車登録番号 (購入予定の場合 は購入予定と記入して下さい。)	メーカー	車両型式	安全装置	安全装置の価格 (税抜き) 円	導入年月日 又は予定日
1				① ② - 2 ③		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
先進安全自動車 (ASV)				安全装置 合計 [      台 ]	決定依頼額 助成単価 (50千円) × 安全装置台数 [      千円 ]	

\* 安全装置欄には、①衝突被害軽減ブレーキ装置、②-1ふらつき注意喚起装置・②-2車線逸脱警報装置・②-3車線維持支援制御装置 (いずれか1装置)、③車両横滑り時制動力・駆動力制御装置と装置番号で記入して下さい。

令和 年 月 日

殿

一般社団法人 大阪バス協会  
会 長

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定について(通知)  
(令和 年度)

貴社から交付決定方申請のあった標記のことについては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

なお、事業の実施にあたっては、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(先進安全自動車(ASV)導入助成事業)の定めるところに従い、適正に実行し必ず令和5年3月20日までに終了して下さい。

記

1. 助成導入車両数	両
① 衝突被害軽減ブレーキ	台
② ふらつき注意喚起装置	台
車線逸脱警報装置	台
車線維持支援制御装置	台
③ 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置	台
2. 助成金額	千円

令和 年 月 日

殿

一般社団法人 大阪バス協会  
会 長

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」の選定及び助成金の額の決定について(通知)  
(令和 年度)

貴社から交付決定方申請のあった標記のことについては、下記のとおり決定しましたので、通知します。

なお、事業の実施にあたっては、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(先進安全自動車(ASV)導入助成事業)の定めるところに従い、適正に実行し必ず令和5年3月20日までに終了して下さい。

記

1. 助成導入車両数	両
① 衝突被害軽減ブレーキ	台
② ふらつき注意喚起装置	台
車線逸脱警報装置	台
車線維持支援制御装置	台
③ 車両横滑り時制動力・駆動力制御装置	台
2. 助成金額	千円



一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

事業者名  
役職名  
代表者名

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」取下げ申請書  
(令和 年度)

令和 年 月 日付けにて交付決定を受けた「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」について、  
おり取下げたいので、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(先進安全自動車(ASV)  
導入助成事業)第6条に基づき、申請いたします。

記

1. 取下げる先進安全自動車(ASV)

申請車両数	安全装置台数	取下げる理由等
両	台	

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

事業者名  
役職名  
代表者名

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」取下げ申請書  
(令和 年度)

令和 年 月 日付けにて交付決定を受けた「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」について、下記のとおり取下げたいので、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(先進安全自動車(ASV)導入助成事業)第6条に基づき、申請いたします。

記

1. 取下げる先進安全自動車(AVS)

リース会社名	申請車両数 安全装置台数	取下げる理由等
リース会社名	両 台	
リース会社名	両 台	

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

事業者名  
 役職名  
 代表者名

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書(令和 年度)

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」が完了したので、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(先進安全自動車(ASV)導入助成事業)第7条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

記

1. 助成対象車両数、安全装置台数及び助成金請求額

助成対象車両数	両	助成金請求額	千円
安全装置台数	台		

2. 助成金振込先

金融機関	※1			銀行 信用金庫 その他	支店
	預金種別	※2 普通預金 ・ 当座預金		口座番号	
	口座名義				

- (注) 1. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んで下さい。  
 2. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んで下さい。  
 3. 助成金は、地方バス協会を経由して、上記の口座に振り込まれます。  
 4. 次の資料を添付して下さい。  
 ①先進安全自動車(ASV)証明書を添付して下さい。様式は、別紙の「様式4の別紙」とおりです。  
 ②自動車検査証の写し  
 ③請求書写し及び領収書写し(振込の場合は、請求書の写し及び振込明細の写し)

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

事業者名  
 役職名  
 代表者名

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」完了報告及び助成金交付請求書(令和 年度)

「先進安全自動車(ASV)導入助成事業」が完了したので、大阪府運輸事業振興助成補助金事業実施要領(先進安全自動車(ASV)導入助成事業)第7条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

記

1. リース会社名、助成対象車両数、安全装置台数並びに助成金請求額

リース会社名			
助成対象車両数	両	助成金請求額	千円
安全装置台数	台		

2. 助成金振込先 ( 1. リース会社 又は 2. 会員事業者 ) ← いずれかを○で囲んでください。

金融機関	※1			銀行	支店
				信用金庫	
				その他	
	※2			口座番号	
	預金種別	普通預金 ・ 当座預金			
	口座名義				

- (注) 1. リース会社ごとに作成して下さい。  
 2. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んで下さい。  
 3. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んで下さい。  
 4. 助成金は、地方バス協会を経由して、上記の口座に振り込まれます。  
 5. 助成金振込先は、原則リース会社となりますが、この取扱いが困難な場合に限り、バス事業者への振込みもやむを得ないものとします。  
 6. 次の資料を添付して下さい。  
 ①先進安全自動車(ASV)証明書を添付して下さい。様式は、「様式4の別紙」とおりです。  
 ②自動車検査証の写し  
 ③リース契約書写し(車台番号等契約車両が確認できること。)  
 ④請求書写し及び領収書写し(振込の場合は、請求書の写し及び振込明細の写し)

[様式4の別紙] (購入用及びリース用共通)

バス車両販売店様へ  
一般社団法人大阪バス協会の令和 年度の助成金申請に必要なため、下記のとおり証明願います。

### 「先進安全自動車 (ASV)」証明書

バス事業者名  
(車両使用者名)

\* 搭載した安全装置欄には、衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置・車線逸脱警報装置・車線維持支援制御装置、車両横滑り時制動力・駆動力制御装置等と記入して下さい。

自動車登録番号	車両型式	搭載した安全装置	登録年月日
		----- -----	
		----- -----	
		----- -----	
		----- -----	
		----- -----	

本年度内に新車登録をしている以上の車両については、先進安全自動車 (ASV) であることを証明します。

令和 年 月 日 (証明日を記入願います。)

車両メーカー名

販売店名



一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

所在地  
事業者名  
役職名  
代表者名

「先進安全自動車(AVS)導入助成事業」財産処分承認申請書

平成・令和 年度の標記事業による車両を、下記のとおり処分したいので、大阪府運輸事業振興助補助金事業実施要領(先進自動車(ASV)導入助成事業)第10条に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする車両及び取得(処分)年月日
2. 取得(処分)価格及び時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由
5. その他、必要な書類

一般社団法人 大阪バス協会会長 殿

所在地  
事業者名  
役職名  
代表者名

「先進自動車(ASV)導入助成事業」財産処分承認申請書

平成・令和 年度の標記事業による車両を、下記のとおり処分したいので、大阪府運輸事業振興助補助金事業実施要領(先進安全自動車(ASV)導入助成事業)第10条に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとするリース車両及び取得(処分)年月日
2. 取得(処分)価格及び時価
3. 処分の方法
4. 処分の理由
5. その他、必要な書類

## 要件確認申立書

(大阪バス協会経由)

大阪府知事 殿

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府運輸事業振興助成補助金にかかる交付申請を行うにあたり、当法人及びその役員は、規則第2条第2号イ～ハ（別紙）までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

なお、間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。

令和 年 月 日

住所（所在地）

（事業者名）

氏名（代表者）

⑨



(別 紙) 様式 6 及び様式 7

○大阪府補助金交付規則

第 2 条第 2 号イ～ハ

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第

2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条の第 6 号に規定する暴力団員若しくは大阪

府暴力団排除条例（平成 2 2 年大阪府条例第 5 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴

力団密接関係者

ロ 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁固以上の刑に処せられ、その執行  
を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 2  
2 年法律第 5 4 号）第 4 9 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 5 0 条第 1  
項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了し  
た日から 1 年を経過しない者

様式7

## 該当事項届出書

(大阪バス協会経由)

大阪府知事 殿

当法人及びその役員は、大阪府補助金交付規則第2条第2号イ～ハ(別紙)に規定する次の各号のうち、第〇号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

令和 年 月 日

住所(所在地)

(事業者名)

氏名(代表者)

⑨